

# 常滑市緑化推進事業補助金のご案内

## 1. 補助金の内容について

- あいち森と緑づくり税を財源に民地（個人宅や会社）内の緑化にかかる費用の一部を市が補助する制度です。
- 補助金交付額は交付対象経費の2分の1または緑化面積×補助金交付限度額※1のいずれか低い金額です。
  - ※1 補助金交付限度額
    - ・屋上緑化の場合、 30,000円/m<sup>2</sup>
    - ・壁面緑化の場合、 30,000円/m<sup>2</sup>
    - ・駐車場緑化の場合、 20,000円/m<sup>2</sup>
    - ・空地緑化の場合、 15,000円/m<sup>2</sup>
    - ・生垣設置の場合、 5,000円/m
- 助成対象の樹木の単価上限が決まっています。
  - ・高さ4m未満の場合、 60,000円/本
  - ・高さ4m以上の場合、 150,000円/本
- 予算の範囲内での補助となります。予算額に達した時点で受付終了です。
- 100,000円 ≤ 補助金交付額 ≤ 5,000,000円とします。  
なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

## 2. 補助の条件

補助受けるには、主に次の条件を満たす必要があります。

| 種別  | 基準  |
|-----|---|
| 申請地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・市街化調整区域内の既存集落</li> </ul> 申請地から半径300m地内に100戸以上の建築物があることが条件   |
| 対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化対象面積が50m<sup>2</sup>以上であること</li> <li>・生垣を設置する場合、延長15m以上であること</li> </ul>   |
| 表示板 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示板（A4）以上を土地または工作物に設置すること</li> <li>・あいち森と緑づくり税の活用事業であることを記載すること</li> </ul>  |
| その他 | 次の各号のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から展望できること</li> <li>・不特定の人々が立ち入って見ることができること</li> <li>・管理者等の了承のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること</li> </ul> |

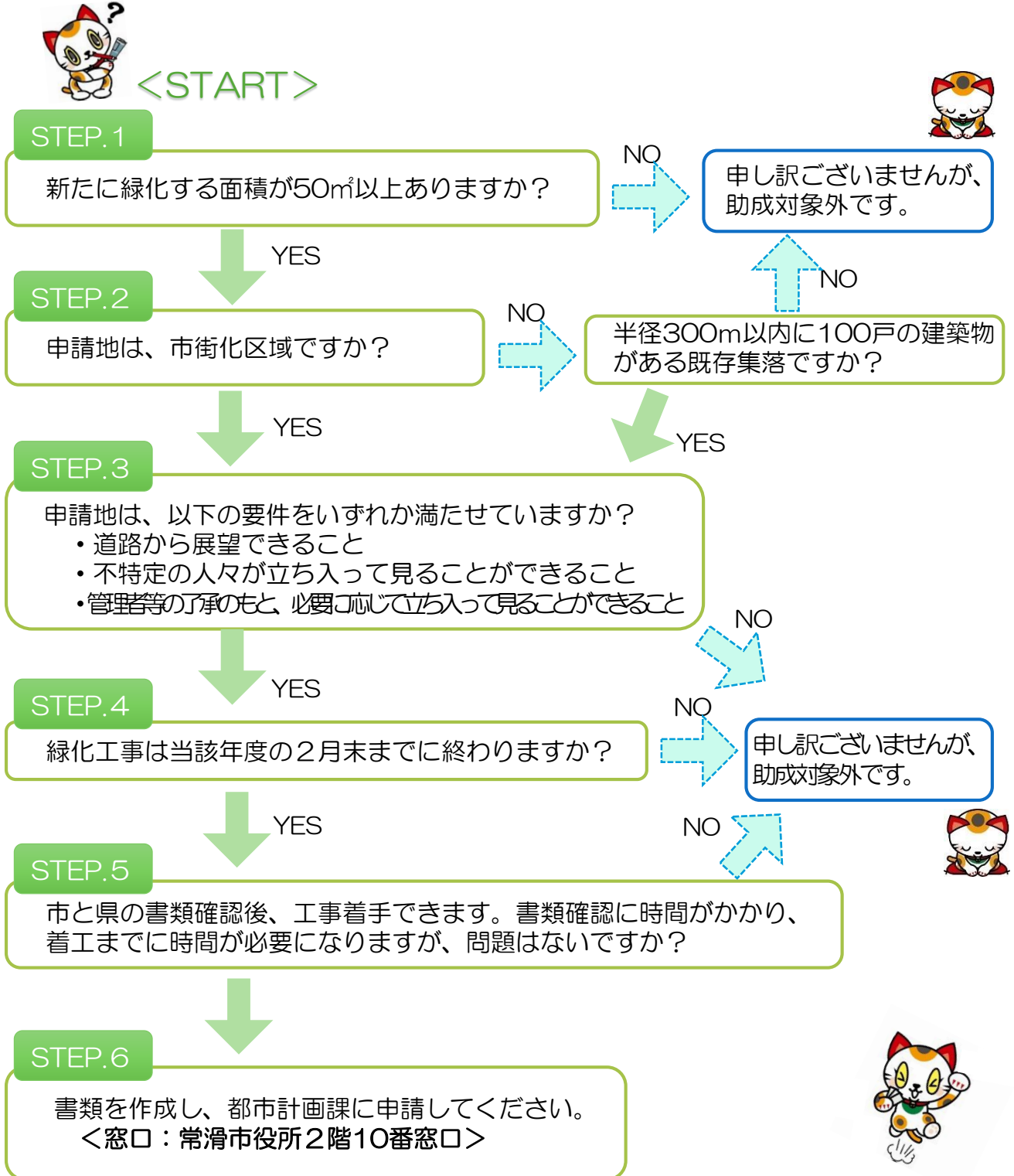
## 3. 対象経費

- ・主な対象経費は次のとおりです。
- ・対象外経費及び消費税の取扱い等については、窓口でご相談ください。

| 項目   | 対象   |
|------|--|
| 植栽   | 芝や樹木などの植栽材料費<br>(ただし、個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものを除く) |
| 植栽基盤 | 客土の搬入や土壌改良に必要な費用                                   |
| 灌水施設 | 緑化の維持に必要な散水栓・立水栓の設置に係る費用                           |
| 表示板  | 表示板の設置に係る費用  |

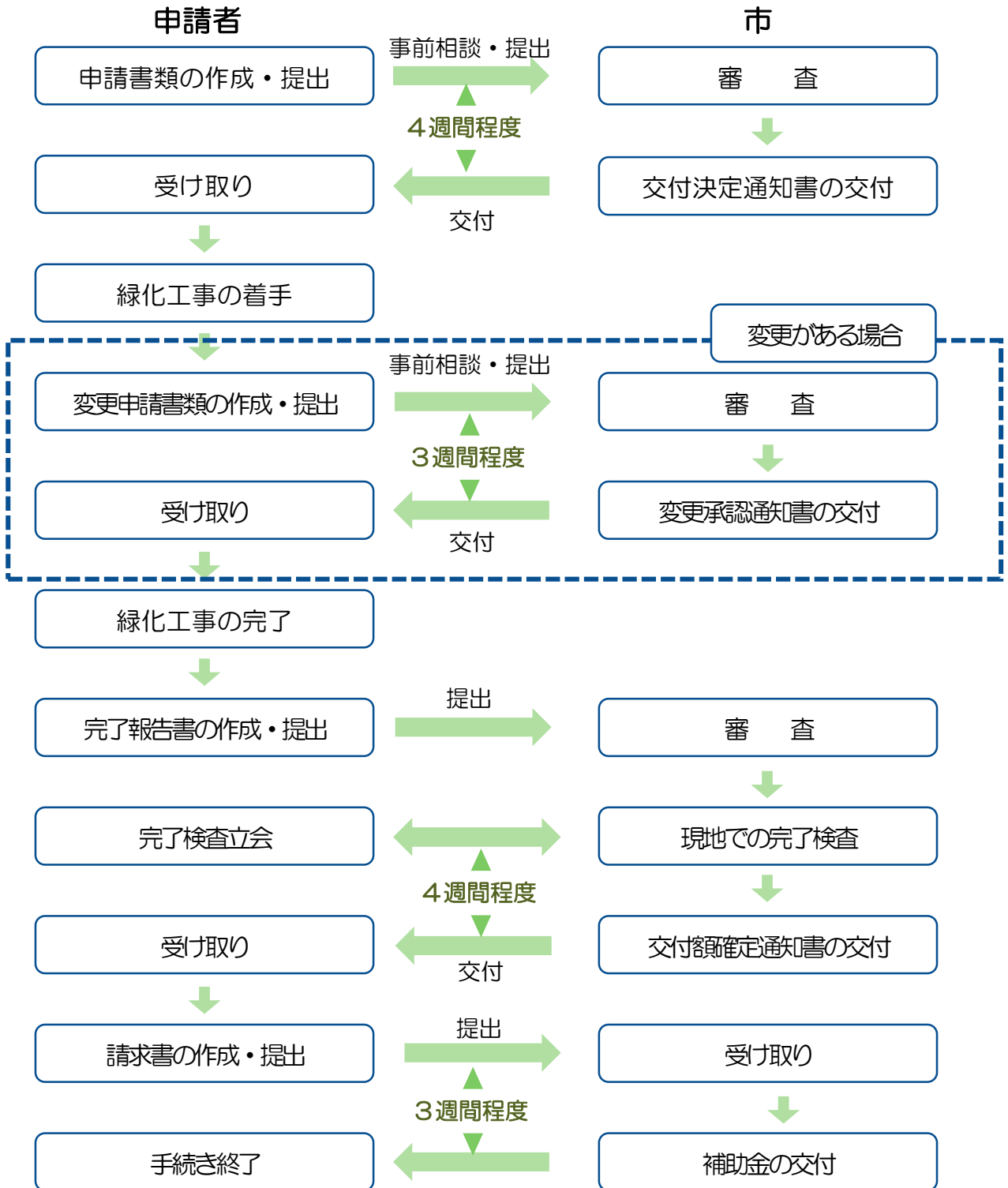
## 4. 緑化計画のフロー

補助の対象になるか以下のフローよりご確認ください。  
対象になり申請をされる場合、「5. 手続きフロー」をご確認の上、手続きをお願いします。



「5.手続きフローへ」進みください>>>

## 5. 手続きフロー(申請から補助金交付まで)



<GOAL!> 今後、緑化の維持管理をお願いします。



## 6. 申請書類一覧について

申請書類は、紙媒体と電子媒体でご提出ください。

**必ず申請前に事前相談を行ってください。事前相談がない場合、受付できないことがあります。**

- ・紙媒体（1部）：市役所都市計画課（10番窓口）へ持参または郵送
- ・電子媒体：メールにて送付（toshikei@city.tokoname.lg.jp）

### ▽交付申請時の提出書類

| 通番 | 書類名   | チェック欄 |
|----|---|-------|
| 1  | 様式第1号 補助金交付申請書                                    |       |
| 2  | 様式第2号 事業計画書                                       |       |
| 3  | (必要に応じて) 様式第3号 土地又は建物の所有者の承諾書<br>※申請者と土地所有者が異なる場合 |       |
| 4  | 市税の完納を証明する書類（市税納税証明書）                             |       |
| 5  | 事業費を証明する書類（見積書等）                                  |       |
| 6  | 事業に係る図面（平面図、緑化構造図、樹種の種類一覧等）                       |       |
| 7  | 事業場所の位置図（都市計画図）                                   |       |
| 8  | 施行前の現況写真  |       |

### ▽（該当する場合）変更承認申請

| 通番 | 書類名                 | チェック欄 |
|----|---------------------|-------|
| 9  | 様式第5号 変更承認申請書       |       |
| 10 | 変更箇所が分かるもの（図面や見積書等） |       |

### ▽実績報告書

| 通番 | 書類名                         | チェック欄 |
|----|-----------------------------|-------|
| 11 | 様式第7号 実績報告書                 |       |
| 12 | 様式第8号 事業報告書                 |       |
| 13 | 様式第10号 事業表示板                |       |
| 14 | 事業に係る図面（平面図、緑化構造図、樹種の種類一覧等） |       |
| 15 | 施行前後の写真                     |       |
| 16 | 補助対象事業に要した経費にかかる領収証の写し      |       |

### ▽請求書

| 通番 | 書類名            | チェック欄 |
|----|----------------|-------|
| 17 | 様式第9号 補助金交付請求書 |       |

## 7. よくある質問

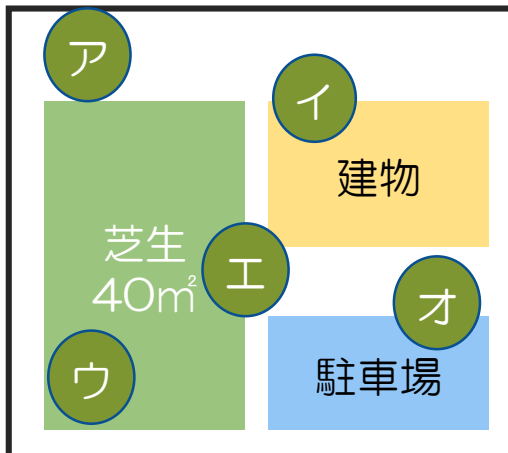
### Q1. 樹木の面積はどうやって計算するのか

- A. 都市緑地法施行規則第9条に基づいて計算  
樹木の高さに応じて半径を定め、円の面積で計算

| 樹木の高さ   | 半径   | 面積    |
|---------|------|-------|
| 1m～2.5m | 1.1m | 3.8㎡  |
| 2.5m～4m | 1.6m | 8.0㎡  |
| 4m以上    | 2.1m | 13.8㎡ |

### Q2. 緑化面積とは何か

- A. 芝生・樹木・地被類により緑化された面積の水平投影面積



#### ▽緑化面積

芝生+ア+ (イ×50%) +ウ+(エ×50%)+オの部分

#### ▽算出根拠

##### ①芝生

芝生40㎡分

##### ①アについて

芝生と重複していないため面積全部

##### ②イについて

建物と50%重複しているため50%分のみ計上

##### ③ウについて

芝生と重複しているため計上しない

##### ④エについて

芝生と50%重複しているため50%分のみ計上

##### ⑤オについて

駐車場部分（緑化以外）のため面積全部

### Q3. 地被植物を10株植えたいですが、補助対象となるか

- A. 補助対象となる

ただし、16株/㎡以上※1の密度で植栽されていないと緑化面積には計上できません

※1 セダム、タマリユウ、ジャノヒゲの場合、36株/㎡以上とする

### Q4. 駐車場緑化の場合、車止めは補助対象となるか

- A. 対象外である。ただし、駐車場設備ではなく、芝生等の縁切りとして必要な場合、交付対象である

### Q5. 法面を緑化したいが補助対象となるか

- A. 補助対象となる

**Q6. 立水栓は、補助対象となるか**

A. 対象になる。ただし、緑化種別（空地緑化等）毎の㎡あたりの上限金額が定められているため留意すること

**Q7. プランターに植栽したいですが、補助対象となるか**

A. 対象外である。土地に固定されているものが対象となる

**Q8. 土壌改良が必要ですが、補助対象となるか**

A. 対象になる。ただし、土壌改良する箇所がわかる図面が必要である

**Q9. 樹木によって上限単価は決まっているのか**

A. 樹木毎の上限単価は設けていません。

ただし、樹高によって単価を設けています。

・樹高4.0m未満の樹木は、6万円/本を上限とする

・樹高4.0m以上の樹木は、15万円/本を上限とする

**Q10. 表示板は、ラミネート等簡易なものでもよいか**

A. 不可。対候性、耐久性があるものを建築物または工作物に設置すること  
ただし、高価なもの（5万円以上）は不可

**Q11. 法律上規定のある緑化義務面積に対しても補助の対象か**

A. 対象外である

ただし、義務の範囲以上を緑化する場合は対象となる

**Q12. 転入予定だが、市税の完納証明書類は必要か**

A. 前住所地での市税の完納証明書を提出してもらう

**Q13. 見積書は、補助対象外経費を含んでいてもよいか**

A. 補助対象経費のもののみを見積書を提出すること

**Q14. 年度をまたぐ緑化工事を予定しているが、補助対象となるか**

A. 対象外である

補助を希望する場合、年度内で完結できるよう調整してください

**Q15. 土地の所有者と緑化の申請が異なる場合も申請可能か**

A. 申請可能である

ただし、土地所有者の承諾書（様式第3号）が必要となる

ご不明点があれば、  
都市計画課にご相談ください。

